

## 東京都板橋区立リサイクルプラザ指定管理者団体の選定に関する要領

(令和元年6月21日資源環境部長決定)

(趣 旨)

第1条 この要領は、指定管理者候補団体の審査手続き等について、必要な事項を定めることとする。

(第一次審査)

第2条 第一次審査は、申請者から提出された書類により審査を行う。

2 第一次審査にあたっては、選定委員が申請者の名称を知ることがないように、提出書類に記載された団体名の削除等の措置をとるものとする。

3 第一次審査は、別表1の選定基準に基づいて行う。

4 委員会の庶務は、参加資格要件及び外部専門家による経営基盤の審査結果により、第一次審査に係る審査表(第1号様式)を作成する。

5 第一次審査の結果、要件を満たす団体が5団体を超える場合、選定委員は別表2の選定基準に基づいて審査し、第二次審査に係る採点表(第2号様式)により採点する。採点の結果、評価点の高い団体を5団体以内で選定し、第一次審査通過団体とする。

6 前項の場合において、第一次審査での採点内容については、第二次審査に引き継がないものとする。

7 選定委員会は、第一次審査通過団体に対して、第二次審査の詳細について通知するものとする。

8 第一次審査通過団体の名称等は、公表しないものとする。

(第二次審査)

第3条 第二次審査は、第一次審査通過団体が提出した事業計画書等の内容及びプレゼンテーション、質疑により審査を行う。

2 プレゼンテーション及び質疑は、団体ごとに個別に行う。

3 プレゼンテーション及び質疑に参加することができる者は、1団体あたり3人以内とする。

4 選定委員は、プレゼンテーション及び質疑の内容を審査し、別表2の選定基準に基づいて、第二次審査に係る採点表(第2号様式)により採点するものとする。

5 第二次審査の配点は、次項の場合を除き、委員一人あたり100点満点で評価し、最低基準点を60点とする。

6 応募団体(共同事業体を構成するいずれかの団体も含む)が区内事業者である場合は、地域経済の活性化や雇用促進を図るため、評価点を5%加点することとする。

7 委員会の庶務は、第二次審査において各選定委員の採点を集計した最終評価に係

る審査集計表（第3号様式）を作成する。

- 8 プレゼンテーション及び質疑の後、最終選定会議を開く。
- 9 最終選定会議は、審査結果に基づいて審議し、指定管理者となるに最もふさわしいと思われる団体（指定管理者候補団体）を1団体、2番目にふさわしいと思われる団体（次点）を1団体選出する。

#### 付 則

- 1 この要領は、令和元年6月21日から施行する。
- 2 東京都板橋区リサイクルプラザ指定管理者候補団体の審査に関する要領（平成17年8月4日資源環境部長決定）は廃止する。
- 3 東京都板橋区リサイクルプラザ指定管理者候補団体の審査に関する要領（平成21年10月8日資源環境部長決定）は廃止する。

## 別表 1

### 選 定 基 準 1

#### 1 参加資格要件

応募団体は、以下の資格要件をすべて満たしていること。

- (1) 法人その他の団体又は複数の団体により構成される共同事業体であって、次の要件を満たす団体であること。
  - ① 団体又はその代表者が、破産者で復権を得ない者でないこと。
  - ② 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号の規定により、本区における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
  - ③ 板橋区の入札参加資格停止措置を受けていないこと。
  - ④ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと。
  - ⑤ 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。
  - ⑥ 税等を滞納していないこと。
  - ⑦ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、本区及び他の地方公共団体から指定の取消し又は停止を受けていないこと。
  - ⑧ 労働基準法等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けていないこと。
- (2) 指定管理者になろうとする法人及びその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (3) 板橋区議会議員、区長、副区長又は区の行政委員会の委員が当該団体の経営又は運営に直接関与していないこと。
- (4) 共同事業体で応募する場合は、すべての構成団体が前号までの参加資格要件を満たしていること。

#### 2 経営基盤

外部専門家が行う財務諸表審査の評価が 3 点以上であること。

- (1) 外部専門家が行う評価は、5 段階評価とする。
  - ア 5 点（最適合）
  - イ 4 点（適合）
  - ウ 3 点（普通）
  - エ 2 点（やや不適合）
  - オ 1 点（不適合）

別表 2

選定基準 2

1 管理運営の妥当性

項目	配点	項目	配点
(1) 民間能力の活用、住民サービスの向上	50 点	①プラザの設置目的、基本理念及び区の基本計画、廃棄物処理計画等に対する理解、対応	10 点
		②事業計画、提案事業等の施設利用促進への実効性	10 点
		③次期指定期間に重点化する政策への提案内容、具体性、実効性等	10 点
		④資源循環型社会、ごみ問題等に関する情報収集、分析力等	5 点
		⑤SNS を活用した広報活動、魅力的な広報物の作成等の対応力、発信力等	5 点
		⑥施設管理計画の適格性、効率性	5 点
		⑦安全管理・情報管理体制の適格性	5 点
(2) 管理運営経費の削減	20 点	⑧提案金額（価格評価点）	10 点
		⑨収支計画の妥当性、施設の有効活用、サービス向上につながる自主事業等	10 点

2 管理運営主体の適格性

項目	配点	項目	配点
(1) 団体の経営方針、管理運営能力、実績・専門性等	20 点	①プラザの管理運営者として相応しい組織の経営方針、専門性、同種施設の管理運営実績等	10 点
		②職員の雇用方針や労働環境、職員配置、研修・支援体制	10 点
(2) 行動規範、社会的責任・貢献等	10 点	③法令遵守、透明性、情報公開・個人情報保護、高齢者・障がい者雇用への取組、環境への配慮等	5 点
		④区内経済への貢献（区内事業者への発注、区内の雇用拡大）	5 点

3 価格評価点

提案金額の価格評価点は、以下のとおり算出する。

$$\text{価格評価点} = \text{配点} \times (\text{提案金額のうち最低金額} / \text{提案金額})$$

小数点以下を四捨五入

第1号様式

第一次審査に係る審査表

第一次審査：書類審査

選定項目	候補団体				
	A	B	C	D	E
1 参加資格要件を満たしているか 【参加資格有「○」、参加資格無「×」】					
2 安定的な管理運営を行える経営基盤を有しているか 【財務諸表審査の5段階評価において3以上「○」、2以下「×」】					

※1、2の項目で一つでも「×」がある場合は、第二次審査へは進めない。

第二次審査に係る採点表

第二次審査：プレゼンテーション

採点者氏名

選定項目					候補団体				
大項目	中項目	配点	小項目	配点	A	B	C	D	E
1 管理運営の妥当性 70点									
	(1) 民間能力の活用、住民サービスの向上	50点	①プラザの設置目的、基本理念及び区の基本計画、廃棄物処理計画等に対する理解、対応	10点					
			②事業計画、提案事業等の施設利用促進への実効性	10点					
			③次期指定期間に重点化する政策への提案内容、具体性、実効性等	10点					
			④資源循環型社会、ごみ問題等に関する情報収集、分析力等	5点					
			⑤SNSを活用した広報活動、魅力的な広報物の作成等の対応力、発信力等	5点					
			⑥施設管理計画の適格性、効率性	5点					
			⑦安全管理・情報管理体制の適格性	5点					
	(2) 管理運営経費の削減	20点	⑧提案金額（価格評価点）	10点					
			⑨収支計画の妥当性、施設の有効活用、サービス向上につながる自主事業等	10点					
2 管理運営主体の適格性 30点									
	(1) 団体の経営方針、管理運営能力、実績・専門性等	20点	①プラザの管理運営者として相応しい組織の経営方針、専門性、同種施設の管理運営実績等	10点					
			②職員の雇用方針や労働環境、職員配置、研修・支援体制	10点					
	(2) 行動規範、社会的責任・貢献等	10点	③法令遵守、透明性、情報公開・個人情報保護、高齢者・障がい者雇用への取組、環境への配慮等	5点					
			④区内経済への貢献（区内事業者への発注、区内の雇用拡大）	5点					
計				100点					
				区内事業者5%加算（計×1.05）小数点切り捨て					

委員所見

A	
B	
C	
D	
E	

最終評価に係る審査集計表

第一次審査：書類審査

選定項目		団体名				
1	参加資格要件を満たしているか 【参加資格有「○」、参加資格無「×」】					
2	安定的な管理運営を行える経営基盤を有しているか 【財務諸表審査の5段階評価において3以上「○」、2以下「×」】					

第二次審査：プレゼンテーション

選定項目					団体名					
大項目	中項目	配点	小項目	配点						
1 管理運営の妥当性 420点										
	(1) 民間能力の活用、住民サービスの向上	300点	①プラザの設置目的、基本理念及び区の基本計画、廃棄物処理計画等に対する理解、対応	60点 (10点×6)						
			②事業計画、提案事業等の施設利用促進への実効性	60点 (10点×6)						
			③次期指定期間に重点化する政策への提案内容、具体性、実効性等	60点 (10点×6)						
			④資源循環型社会、ごみ問題等に関する情報収集、分析力等	30点 (5点×6)						
			⑤SNSを活用した広報活動、魅力的な広報物の作成等の対応力、発信力等	30点 (5点×6)						
			⑥施設管理計画の適格性、効率性	30点 (5点×6)						
			⑦安全管理・情報管理体制の適格性	30点 (5点×6)						
			(2) 管理運営経費の削減	120点	⑧提案金額（価格評価点）	60点 (10点×6)				
⑨収支計画の妥当性、施設の有効活用、サービス向上につながる自主事業等	60点 (10点×6)									
2 管理運営主体の適格性 180点										
	(1) 団体の経営方針、管理運営能力、実績・専門性等	120点	①プラザの管理運営者として相応しい組織の経営方針、専門性、同種施設の管理運営実績等	60点 (10点×6)						
			②職員の雇用方針や労働環境、職員配置、研修・支援体制	60点 (10点×6)						
	(2) 行動規範、社会的責任・貢献等	60点	③法令遵守、透明性、情報公開・個人情報保護、高齢者・障がい者雇用への取組、環境への配慮等	30点 (5点×6)						
			④区内経済への貢献（区内事業者への発注、区内の雇用拡大）	30点 (5点×6)						
計				600点						
区内事業者5%加算（計×1.05）小数点切り捨て										
					順位					